

◆ たくさんのご応募ありがとうございました

「第12回輝け！いがっ子フォトコンテスト」結果発表

【問い合わせ】生涯学習課 ☎ 22-9679 FAX 22-9692 ✉ gakushuu@city.iga.lg.jp



今回の「輝け！いがっ子フォトコンテスト」では、伊賀の子どもたち＝「いがっ子」の日常の姿を募集したところ、85点の作品が寄せられました。応募いただいたどの作品も、次代を担う「いがっ子」に、温かい愛情の眼差しを向け、撮影された素晴らしい作品でした。厳正な審査の結果、最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞1点（掲載写真）、佳作10点としました。各賞に選ばれた人は次のとおりです。（敬称略、順不同）



【最優秀賞】藤本 圭亮 「ないしょ ないしょ」



【優秀賞】増岡 可琳 「鬼は外！ 福は内！」



【優秀賞】村田 知万 「ぼくの相棒」



【特別賞】山田 久雄 「石段をかけあがり」

【佳作】 鈴木 知子・岡田 隆彦
北寺 源乃輔・宮本 瞳
NPO 法人いが創造塾
西尾 智子・山添 明子
山口 暁子・服部 美紀
家城 清和

◆伊賀市文化振興ビジョン～「不易流行」が育む 心豊かなひと・まち～

伊賀市文化振興ビジョンを策定しました

【問い合わせ】文化交流課 ☎ 22-9621 FAX 22-9619 ✉ bunka@city.iga.lg.jp

文化芸術は誰のためのもの？

文化芸術には、美術や音楽、文学などたくさんのジャンルがあります。皆さんも、絵を描くことが趣味だったり、音楽を聴くことや演奏することが好きだったり、本や俳句が心の友だったり、暮らしの中でさまざまな文化芸術に親しんでおられるのではないのでしょうか。

文化や芸術は、以前は一部の人のためのものというイメージがあったかもしれませんが、しかし、現在では、時間やお金、特別な才能のあるなしに関わらず、文化芸術に触れ親しむことは、全ての人が人らしく生きるために必要なことだと考えられるようになりました。



市展「いが」の様子

文化芸術に触れることは、
全ての人が持つ権利

「文化芸術基本法」では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とし、「年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」とされています。



芭蕉翁記念館を訪れた子どもたち

(公財)伊賀市文化都市協会
主催の子ども向けイベント市の文化振興の指針
「伊賀市文化振興ビジョン」

市でも全ての人が文化芸術に親しむことができるよう、文化芸術振興の指針を示した「伊賀市文化振興ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、文化芸術に関して、市が抱える背景や課題、未来へ向けて市がめざす姿、そして市民、地域、行政、事業者、公益文化団体がどんな役割を担うのかなどを示しています。

市民一人ひとりが、文化芸術の担い手として主体的に関わる意識を持ち、文化サークルや文化芸術団体は、団体としてより広い視点に立った活動により、誰もが文化芸術に親しめる豊かな地域社会づくりへの推進力となるよう努めることを記載しています。行政は、誰もが文化芸術活動に参加できるようきっかけ作りや機会の充実に努め、特に子どもに対して、文化芸術に触れる機会を積極的に提供するとしています。また(公財)伊賀市文化都市協会の総合的で継続的な文化振興への取り組みについても触れています。

さまざまなイベントが催される
伊賀市文化会館

「伊賀市文化振興ビジョン」は本庁舎玄関ロビー、文化交流課、各支所振興課、各地区市民センターでご覧いただけます。また市ホームページからもダウンロードできます。